

## 第150回IPU（列国議会同盟）会議派遣参議院代表団報告書

団 長	参議院議員	上野 通子
	同	杉尾 秀哉
同 行	国際会議課長	石原 淳
会議要員	国際会議課	近藤 智哉
同	同	窪田 沙耶

第150回IPU会議は、令和7（2025）年4月5日（土）から9日（水）までの5日間、ウズベキスタン・タシケントのタシケントシティ・コンgresセンターにおいて、129の国・地域、8の準加盟員（国際議員会議）、28のオブザーバー（国際機関等）から1,297名（うち、議員697名）が参加して開催された。

参議院代表団は、衆議院議員4名と共に、日本国会代表団（団長・関芳弘衆議院議員、副団長・上野通子参議院議員）を構成し、会議に参加した。

以下、本報告書では、参議院代表団の活動を中心に今次会議の概要を報告する。

### 1. 開会式

開会式は5日（土）に開催され、タンジーラ・ナルバーエヴァ・ウズベキスタン最高議会上院議長、ヌリッディン・イスマイロフ最高議会下院議長、トゥリア・アクソンIPU議長（タンザニア国民議会議長）及びマーティン・チュンゴングIPU事務総長が挨拶を行った後、ナルバーエヴァ上院議長が今次IPU会議の開会を宣言した。

### 2. 本会議

本会議は6日（日）から9日（水）までの4日間にわたり開催され、以下の議題について審議が行われた。

#### （1）第150回IPU会議の議長の選挙

6日（日）、ナルバーエヴァ上院議長が今次IPU会議の議長に選出された。

#### （2）緊急追加議題

会議においては、①チリ及びペルーから、「世界的な経済協力の推進：関税の引下げ及び保護主義との闘い」について、②フィリピン及びタイから、「ミャンマーにおいて平和を促進し、人道危機に対処するための議会外交」について、③セーシェル、ジンバブエ、ヨルダン及びエジプト（アラブ地域グループ及びアフリカ地域グループ支持）から、「パレスチナにおけるイスラエルによる最近の停戦合意違反、コンゴ民主共和国及びスーダンにおける紛争の激化並びに地球温暖化の複合的影響に関する緊急行動の必要性」について、④イスラエルから、「ダブルスタン

ダードを終わらせる：ガザ地区からの難民をイスラエルへの攻撃に利用するのではなく、受け入れるよう国際社会に要請する」について、計4件の緊急追加議題の挿入要請が行われた。

7日（月）の本会議において、それぞれ概要説明が行われ、イスラエルが③の提案に反対を表明した上で挿入要請を撤回したことから①、②及び③の計3件の議題案に対して投票が行われた。

日本国会代表団は、①及び②の議題案に賛成20票を投じ、③の議題案については棄権した。

投票の結果、いずれの議題案とも緊急追加議題として認められるために必要な3分の2以上の賛成票を得られず、今次IPU会議の緊急追加議題として認められなかった。

### （3）「社会開発及び社会正義のための議会行動」に関する一般討議

一般討議は、6日（日）から8日（火）までの3日間にわたり行われ、関衆議院議員及び上野議員を含む125名の各国代表等が演説した。

上野議員は、8日（火）の同討議において、持続可能な開発目標（SDGs）の「誰一人取り残さない」という理念を実現するため努力を続ける必要があり、EXPO2025（大阪・関西万博）をきっかけに、様々なテーマについてSDGs達成に資するチャレンジを行い、BeyondSDGsに向けた姿を一緒に考えていきたい旨述べた。

続いて、日本では、近年「教育振興基本計画」や「環境基本計画」のように、個々の政策分野でウェルビーイングの考え方を明確に位置付ける動きが活発化し、日本の提案により、健康経営の基本理念に基づいて、高齢化社会の中で地域と企業等がウェルビーイングを推進するためのガイドライン「ISO25554」が昨年11月に発行したことを紹介した。

最後に、SDGsを共通の基盤としつつ、各国・地域が事情に応じた成長戦略の中でウェルビーイングを実現できるよう、我々議会人が一致協力して取り組んでいくよう呼び掛けた。

9日（水）の本会議において、一般討議の成果を取りまとめた成果文書「タシケント宣言」が承認された（成果文書の全文は別添1参照）。

### （4）「パレスチナにおける二国家解決を進める上での議会の役割」に関する決議の採択

9日（水）の本会議において、平和及び安全保障に関する委員会（第1委員会）によって起草された決議案が上程され、採択された。

決議は、各国議会に対し、イスラエル及びパレスチナの人々の安全保障が相互に依存していることを認識した上で、二国家解決に向けた共通の安全保障アプローチを促進するとともに、相互信頼を築き、民間人の保護を確保し、緊張を悪化

させる行動を防止するための措置を講じるよう要請し、また、定期的かつ自由で公正な、透明性のある選挙の実施を可能にし、民主主義、グッドガバナンス、平和及び安全保障を促進するため、パレスチナにおける選挙プロセス及びそのフォローアップに対し、財政的及び技術的支援を適切な時期に提供するよう要請する等の内容となっている（決議の全文は別添2参照）。

#### **（５）「武力紛争を含む紛争が持続可能な開発に及ぼす長期的影響を緩和するための議会戦略」に関する決議の採択**

9日（水）の本会議において、持続可能な開発に関する委員会（第2委員会）によって起草された決議案が上程され、採択された。

決議は、持続可能な開発なくして平和はあり得ず、平和なくして持続可能な開発はあり得ないという、これまでの多くの決議を通じて表明されてきたIPUの長年の立場を想起した上で、各国議会に対し、個人の説明責任を確保するため、エコサイド（環境破壊）を国際犯罪として確立することを含む、武力紛争における環境被害に対処する法的枠組みの構築を支援し、また、監視機能を行行使し、安全保障関連の法律及び政策が効果的に実施され、意図した効果を上げているか、さらに、安全保障分野に割り当てられた財源が効率的に使用されているかを検証するよう要請する等の内容となっている（決議の全文は別添3参照）。

#### **（６）各常設委員会の報告**

各常設委員会から今次IPU会議期間中の活動の報告が行われ、9日（水）の本会議で承認された。

#### **（７）第152回IPU会議における平和及び安全保障に関する委員会（第1委員会）及び持続可能な開発に関する委員会（第2委員会）の議題の採択及び共同報告委員の指名**

9日（水）の本会議において、第1委員会及び第2委員会により上程された第152回IPU会議における両委員会の議題及び共同報告委員の指名に係る提案が承認された。

- ・ 強固な紛争後管理メカニズムの確立及び公正かつ永続的な平和の回復における議会の役割（第1委員会所管）
- ・ 公平で持続可能な世界経済の構築：保護主義との闘い、関税の引下げ及び法人税の脱税防止における議会の役割（第2委員会所管）

#### **（８）IPU規約及び規則の改正**

IPU会議における女性及び若手議員の出席を促進するための改正等が承認された。

### 3. 常設委員会

持続可能な開発に関する委員会（第2委員会）

第2委員会は、6日（日）、7日（月）及び8日（火）に開催され、「武力紛争を含む紛争が持続可能な開発に及ぼす長期的影響を緩和するための議会戦略」に関する決議案の審査等が行われ、杉尾秀哉参議院議員が参加した。

日本国会代表団は、国際的に合意された条約の趣旨に沿う文言に修正するため1件の修正案を事前に提出した。

6日（日）、共同報告委員による決議案及び説明覚書の報告に続いて、討議及び逐条審査が行われた。

杉尾議員は、討議において、まず、日本は第二次世界大戦後80年、一切武力を行使せず、今後も攻撃の端緒となることはあり得ない旨述べた。

次に、決議に関し、安全保障予算の議会による監視は、議会における最も重要な機能であり、合理性のない増額については国会において政府を追及し、監視機能としての役割を果たしてきたことを紹介した。

続いて、性別、出自、障害の有無、収入の多寡などを問わず多様な人材が意思決定プロセスに参画できる社会の実現が必要である旨発言した。

最後に、日本は「人間の安全保障」を柱にしながら平和構築のための「ファシリテーター」を目指し、更に核兵器廃絶、人道支援、災害救援などを推進し、他の国々とともに利益を享受する「開かれた国益」を追求していく旨強調した。

8日（火）の審査において、決議案全体の採択が行われた。最終的に、日本国会代表団が提出した修正が本会議に上程される決議案に盛り込まれた。

### 4. 第215回評議員会

第215回評議員会は、6日（日）及び9日（水）に開催された。審議の主な内容は以下のとおりである。

#### （1）2024年度IPU決算

2024年度IPU財務報告書及び監査済財務諸表に係る審議が行われた後、同年度IPU決算が承認された。

#### （2）IPU加盟資格

ベリーズの加盟が承認され、ニジェールの加盟資格が停止された。その結果、IPU加盟国・地域数は181となった。

#### （3）今後の会議

今後の開催が確認された会議のうち、主なものは以下のとおりである。

- ・第15回女性議長会議（2025年7月28日（月）、ジュネーブ（スイス））
- ・第6回世界議長会議（2025年7月29日（火）～31日（木）、ジュネーブ（スイス））

- ス))
- ・第151回IPU会議(2025年10月19日(日)～23日(木)、ジュネーブ(スイス))
  - ・第152回IPU会議(2026年3月22日(日)～26日(木)、ジュネーブ(スイス))
  - ・第153回IPU会議(2026年、開催地未定)

## 5. ASEAN+3会合

ASEAN+3会合(議長国:フィリピン)は、5日(土)に開催された。議事の内容は以下のとおりである。

### (1) 執行委員の欠員補充

アジア・太平洋地域グループを代表する執行委員の欠員補充について、インドネシアの男性議員が立候補を表明した。

### (2) 緊急追加議題に関する審議

本会合として支持する議題案の決定を行わないこととし、アジア・太平洋地域グループ会合において協議することとなった。

## 6. アジア・太平洋地域グループ会合

アジア・太平洋地域グループ会合(議長国:中国)は、5日(土)に開催された。議事の内容は以下のとおりである。

### (1) IPU執行委員会の報告

2024年12月12日(木)、2025年3月3日(月)、4月3日(木)及び4日(金)に開催されたIPU執行委員会の概要について、本地域グループの執行委員から報告が行われた。

### (2) 執行委員の欠員補充

インドネシアの後任として、同国の男性議員が立候補を表明した。

### (3) 緊急追加議題

本地域グループとして支持する議題案の決定を行わないこととし、本会議での議題案への投票は各国の決定に委ねることとなった。

## 7. 女性議員フォーラム

女性議員フォーラムは、5日(土)及び8日(火)に開催され、「ジェンダーの視点からの第150回IPU会議の活動に対する貢献」として、「武力紛争を含む紛

争が持続可能な開発に及ぼす長期的影響を緩和するための議会戦略(第2委員会)」に関する討議等が行われ、上野議員が出席した。

上野議員は、5日(土)の討議において、まず、決議に関し、紛争によりとりわけ子供たちが重大な影響を受けている点に言及し、安全かつ良質な教育環境の必要性を訴えるとともに、日本の学校教育においてもウェルビーイング教育を推進し、課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造することを目指している旨発言した。

その上で、紛争予防及び平和構築には、多様性の観点からもより多くの女性の参画が肝要であり、それぞれの国においてグロス・ドメスティック・ウェルビーイング(国内総充実)の向上を国作りの目標として掲げ、世界中の子供たちが夢を語ることでできる社会の実現を各国女性議員と共に目指したい旨発言した。

## 8. その他

参議院代表団は、衆議院議員と共に日本国会代表団としてラヒモビッチ・ウズベキスタン保健省次官、アラブ首長国連邦及びアルメニアの各国代表団と懇談、現地在留邦人との懇談会を実施したほか、日本人抑留者が埋葬されているタシケント日本人墓地、JICAにより開設されたウズベキスタン日本人材開発センター(UJC)等を訪問した。

また、参議院代表団は、タイ代表団と懇談を行ったほか、JICAの草の根技術協力事業を行っているサマルカンド農業イノベーション大学を視察した。

## タシケント宣言

### 「社会開発及び社会正義のための議会行動」

(2025年4月9日(水)、本会議にて承認)

我々、タシケントで開催された第150回IPU会議に参加した国会議員は、国連によって定義された「貧困削減」、「雇用創出」及び「社会的結束」という3つの主要な要素に注目し、各国の社会開発について確認した。30年前にコペンハーゲンで開催された第1回世界社会開発サミットで各国政府が採択した世界的社会開発行動計画はまだ一部しか実現しておらず、我々の共同体の社会構造を脅かす新たな課題が生じ、様々な方面で我々を後退させている。

2025年11月にカタールで開催される第2回世界社会開発サミットに向け、今こそ、立法者として、また国民の代表者として、社会開発を我々の取組の中心に据えるときである。これはまた、遅れている「持続可能な開発目標」、特にSDG1～5(貧困をなくそう、飢餓をゼロに、すべての人に健康と福祉を、質の高い教育をみんなに、ジェンダー平等を実現しよう)、SDG8(働きがいも経済成長も)、SDG10(人や国の不平等をなくそう)、及びSDG16(平和と公正をすべての人に)を支援することである。

世界のほぼ全ての場所で、程度の差こそあれ、社会的な結びつきが弱まりつつある。「私たち対彼ら」という捉え方が、政治、メディア、地域社会全般に定着し、政府や公的機関への信頼は地に落ち、失業保険や年金制度などの社会的セーフティネットは、存在する場合でも、負担が増大している。

何十億という人々が、わずかな収入で毎日を凌いでいる。仕事があったとしても、不安定であったり、低賃金であったりすることが多い。インフォーマルな仕事は依然として横行している。女性、若者、移民、障害者、高齢労働者、先住民族及び周縁化されたグループは、社会の中で足かせとなる様々な形態での差別に対して最も脆弱である。あまりにも多くの人々が、まともな住居を持

たないか、完全なホームレスとなっている。競合する優先課題、保育などの貧弱な公共サービスや、最も脆弱な立場の人々への所得支援の不足により、家族は苦境に立たされている。これまで真に克服されたことのない飢餓及び栄養失調は、再び増加傾向にある。

所得及び富の不平等が定着した。新技術がもたらす経済的恩恵は、主に生産者にもたらされ、労働者や消費者にはほとんどもたらされてこなかった。多くの国々で、高齢者層が、充実した生活を楽しむための十分な支援を受けられないまま、自助に任されている。ソーシャルメディアとデジタル製品による「すばらしい新世界」は、多くの仕事を容易にする一方で、新たな形の社会的孤立や疎外を生み出している。

社会開発に関するコペンハーゲン宣言のビジョンに忠実であり続けるためには、市場ニーズと人々のニーズとの間で、より適切なバランスをとるような政策の刷新が必要である。社会開発は自然発生的に生まれるものではなく、国連が主導する多国間システムを通じて、国内外で、地域社会レベルから政府レベルまで、計画的な取組を必要とする。政府と国民の間には、全ての人権の実現を目指し、人々を互いに連帯させる新しい社会契約が必要である。この新しい契約の中心には、女性のエンパワーメントが据えられるべきであり、それは社会開発の全ての側面にとって重要な前提条件である。

社会開発には多方面からのアプローチが求められており、また各国が自ら決定すべき政策改革の組合せを必要とすることを認識しつつ、我々は今後の行動の指針となる「人材への投資」、「経済の民主化」、「各機関の強化」という3つの大まかな「行動原則」に合意する。

## 人材への投資

社会開発とは人材の問題であり、人材は我々がこの世界をより良い場所にするために持つ、最も重要な資源である。人材への投資—すなわち教育、ヘルスケア、環境、そして人々がコミュニティとして上手くやっていくことを可能にする、起業し、または働きがいがある仕事に就くための技能への投資—は、社会発展のための必須条件である。特にヘルスケア及び教育は、幼児期から老年

期に至る、全てのライフステージの人々が活躍し、可能な限り充実した人生を送るために不可欠である。

したがって、我々は以下に取り組むことを誓う。

- 特に予防のためのプライマリ・ケアへの投資を増やすこと、とりわけ公的制度や非営利の民間医療提供者を通じ、全ての所得者層のためにケアをより低廉にすること、そして障害者や高齢者の長期的なケアのニーズが正しく考慮されることを確保することで、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを実現する。
- 公式、非公式両方のアプローチを通じて、生涯教育、シチズンシップ教育、批判的思考に重点を置き、女性や女兒、新たな移住者、失業者、マイノリティを含む、最も取り残されている人々に焦点を当て、教育の機会を全ての人に拡大する。
- 人類の福祉をむしばむ汚染、生物多様性の喪失、及び気候を温暖化させる温室効果ガスの排出を防ぐことを含む環境保護に投資する。
- 各国の気候政策において将来を見据えたイニシアティブを支持し、再生可能エネルギー及びグリーン技術への移行を促進することを重要な優先事項とする。
- 人々を貧困から繁栄へと導き、誰一人取り残さないようにするため、失業給付制度や公的年金といった普遍的な社会的保護への投資を増やす。
- 児童労働、結婚、性的搾取、密輸、犯罪組織や武装グループによる徴兵など、あらゆる形態の児童に対する暴力を根絶するために不可欠な、児童に配慮した社会保護アプローチを採用する。
- 公営住宅、協同組合住宅、最も必要としている人々への家賃支援などを通じて、住宅を全ての人にとって低廉な価格とし、基本的人権とするため、社会・経済政策を策定する。
- 図書館、博物館、劇場及びその他の人間の知性を育むことを助ける知的生活の場などの公共財産を援助する。
- 所得創出の機会及び社会的ネットワークへのアクセスを拡大するために、農村部と都市部、また貧困層と富裕層との間のデジタルディバイドを解消する。
- 人々の繁栄を妨げ、社会の調和を損なう人種差別、外国人排斥及び不寛

容並びにあらゆる形態の暴力と闘う。

- 育児休業の支援、低廉な保育、全ての人のワーク・ライフ・バランスの改善を含む、全ての社会・経済政策において家族に優しいアプローチを採用する。

## 経済の民主化

持続的な社会開発の達成には、全ての人々が成功の機会を得られるよう能力を構築し、ニーズを満たすことで、全ての人々に利益をもたらす経済政策が必要である。今日、国内外において、経済的利益は不均等に、しばしば不公平に分配されている。不平等のまん延は単なる社会悪ではなく、生産者や消費者として参加できる人々が少なくなるにつれ、経済発展にとって本質的な障害となる。財政及び金融政策は、企業育成を通じた質の高い雇用を創出すること、また、全ての人々、特に女性や若者を意思決定プロセスに含めることによる、社会的結束を促進することにさらに重点を置く必要がある。

したがって、我々は以下に取り組むことを誓う。

- 経済成長における社会的及び環境的コストを軽視した国内総生産（GDP）という主要指標を補完する方法として、人間の福祉、幸福及び社会的結束に、より直接的に結びついた経済発展の新たな指標を確立する。
- 特に多国籍企業に重点を置き、脱税と闘い、所得や財産に応じて最も負担能力がある人々に税負担を転換し、累進性の原則に従い徴税を改善する。
- 化石燃料への補助金及び軍事費の削減などにより、医療及び教育のための社会プログラム並びに公共インフラのために予算を再配分する。
- 小規模生産者の市場アクセスを拡大し、不当な価格設定を防止する方法として、独占及び寡占を抑制する競争法を制定する。
- 有害な投機を抑制し、消費者を保護し、及び資産をより付加価値が高い生産に向けるために、金融部門を規制する。
- 特に、資金や専門技能開発へのアクセスを容易にすることによって、地域に根ざす中小企業を促進する。
- 社会的な結びつきを強化し、企業家、労働者及び消費者の間で共通の利益を促進する協同組合、社会的企業、相互扶助協会などの社会的連帯経

済を支持する。

- 国際条約に従い、特に団体交渉権を保護し、あらゆる形態の児童労働及び強制労働並びに移民労働者の搾取を違法とすることにより、労働者の権利を守る。
- 男女間の賃金格差をなくすとともに、主に女性が担っている介護労働に対する社会的保護を強化し、女性及びマイノリティに対する雇用差別を撤廃する。
- 土地を所有し、財産を相続し、又はお金を借りる権利を女性に付与し、女性の平等な労働権を保障する法律を制定する。
- 労働者、生産者及び消費者間の社会的対話を支持し、企業の取締役会から国の規制機関に至るまで、経済的意思決定における彼らの役割を拡大する。
- AIを含む大規模な技術イノベーションによって離職を余儀なくされた労働者を支援するための所得支援制度を設立する。
- インフォーマルな仕事から、課税対象となり、失業保険、医療保険及び老齢年金等の社会保障給付を提供するフォーマルな仕事への移行を支持する。

## 各機関の強化

各機関は、社会を、ひいては国際社会全体を繋ぎとめる接着剤である。その中には、国、サブナショナル及び都市レベルの議会を含む政府機関だけでなく、様々な形で人々のニーズに応える規制機関、行政機関及びメディアも含まれている。国際的なレベルでは、国際金融機関、国際労働機関及び国連システム全体といった多国間機関が、社会開発が可能な環境を支援するためにあらゆる国で必要とされている。人々を導き、保護するはずの各機関に対する人々の信頼が低下するほど、人々は互いに孤立して自分たちの考えに固執する可能性が高くなり、社会的結束をむしばみ、幅広い経済改革の達成が難しくなる。

したがって、我々は以下に取り組むことを誓う。

- 全体的なガバナンス改革の必要条件として、自国の議会の立法及び説明責任の役割を強化する。
- 議会及びその他全ての主要意思決定機関における女性と若者の代表を、

社会における数に見合うよう増やす。

- 各国議会及び I P U における活動及びリーダーシップに、女性と若者を積極的に参加させる。
- 全ての公的機関を、市民、消費者、労働者及び生産者、並びに市民社会全体からの意見に対してより開かれたものにするための規則及びプロセスを制定する。
- 質の高いサービスを全ての人々に提供するために、政府機関、特に行政機関の能力を強化する。
- 国民の権利を守るとともに、政府が説明責任を果たすために、国民、権利擁護団体及び地域社会が機密解除された政府情報に容易にアクセスできるようにする。
- 政治、行政及び民間部門の全てのレベルにおいて汚職と闘う。
- 選挙資金における利益団体の影響力を制限するとともに、不正選挙を防止するための対策を講じる。
- 市民や団体が参加できる、より開かれた透明性の高い予算プロセスを確保するとともに、国民の信頼を確保するための市民参加の手段として市民予算 (Citizens' Budget) の取組を促進する。
- 国から地方まで、政府の全てのレベルでジェンダーに配慮した予算を制定する。
- デジタル技術及び A I の社会的リスクを最小化する方法として、それら技術の規制機関への市民、消費者、生産者及び労働者の参加を奨励する。
- A I の倫理的利用を保証するとともに、この急速に進化する領域を効果的に規制するための革新的な法的枠組みを開発する。
- 人々が公共の場で受け取った情報を批判的に考える能力を、メディアや文化機関が強化するための支援を行うことができる環境を創出し、誤情報や偽情報の社会的影響を軽減することを促進する。
- 公平かつ遅滞なく裁きを行い、法の支配を堅持することができるように、司法を強化する。
- 債務救済やより効果的な援助を通じて、開発途上国の社会支出に充てる資源を自由に使えるようにするために、国際金融構造を強化し、改革する。
- 平和と開発に関する様々な世界的コミットメントに沿う社会開発に向

けた新しいアジェンダの推進を可能とするために、多国間システムの改革を支持する。

人生における多くの事柄と同様に、政治においても、変化には時間と長期的なビジョンを必要とするが、我々はこの宣言がそのビジョンを提供するものと確信している。我々は、各国議会及び議会人に対し、このビジョンに主体性を持ち、全ての人々の貢献に開かれた国家計画を策定することによって、変革のプロセスを開始するよう要請する。第2回世界社会開発サミットに備え、我々は自国の議会で議論を行い、国連における自国政府の交渉担当者に関わっていくことにコミットする。

我々は、この重要な討論のために、我々を集結させたウズベキスタン議会に感謝するとともに、近年の、社会開発と民主的改革における同国の進展に刺激を受けている。時代に適合し、あらゆる場所の人々に正義及び平和を確保する、社会開発に関する力強く新しい世界的合意に向け、共に努力しよう。

パレスチナにおける二国家解決を進める上での議会の役割

採択決議

(2025年4月9日(水)、本会議にてコンセンサス\*により採択)

第150回IPU会議は、

- (1) イスラエルとパレスチナの紛争の解決のための原則、特に武力による領土獲得を容認しない旨定めた国連安全保障理事会決議 242 (1967年)、同 338 (1973年)、同 1397 (2002年)、同 1515 (2003年) 及び同 2334 (2016年) を含む中東紛争に関する国連安全保障理事会の関連決議、並びに両国家が平和と安全のうちに共存する、1967年の国境線に基づくイスラエルとパレスチナの紛争の二国家解決に対する、国際法に則った揺るぎない支持を表明している国連総会決議 181 (II) (1947年)、同 194 (III) (1948年)、同 58/292 (2004年)、同 67/19 (2012年)、同 73/18 (2018年) 及び「パレスチナ問題の平和的解決」に関する最新の国連総会決議 79/81 (2024年) を含む国連総会の関連決議を想起し、
- (2) また、国際法と相互承認に基づく平和的解決の必要性を一貫して強調し、パレスチナ人の自決権を再確認し、違法な入植に反対し、全てのテロ行為及び暴力的攻撃を非難し、緊急人道行動を要求するとともに、二国家解決に向けた国際的努力を支持してきた、イスラエルとパレスチナの紛争に関する 1988年以降のIPUの数多くの決議及び声明を想起し、

---

\* イランは決議文全体について反対を表明した。

ドイツ、ハンガリー及びスイスは決議文全体について留保を表明した。

オーストリアは前文パラグラフ8における「戦争の遂行手段としての飢餓の使用」並びに前文パラグラフ9及び本文パラグラフ1における「政治犯」の用語の使用について留保を表明した。

- (3) 長年にわたるイスラエルとパレスチナの紛争、それがもたらす強制移動、人命の損失及び地域の不安定化などの壊滅的な人的被害、並びに2023年10月7日以降の紛争の著しい激化により、相当数の死者、人質及び暴力のエスカレートが生じ、ガザにおける人道危機の深刻化につながり、また、悲惨な生活状況と必要不可欠な物資への限られたアクセスによって悪化していることを認識し、
- (4) イスラエルとパレスチナの紛争は地域的な問題にとどまらず、その余波は世界的なものであり、世界の他の地域への緊張拡大を通じて地域社会内の分裂を助長し、国際関係に影響を及ぼし、国際人道法を含む国際法を弱体化させ、世界の平和と安全保障に影響を与えるとともに、多国間協力に向けた取組を複雑化していることを強く確信し、
- (5) 国連憲章に謳われている自決及び領土保全の原則に矛盾し、国際法及び武力による領土獲得の禁止に反する、現在進行中のパレスチナ領土の占領及びイスラエル入植地の拡大に深い懸念を表明し、
- (6) 二国家解決という枠組の中で、1967年の国境線に基づく自決及び国家樹立に対するパレスチナ人の権利、並びに国際法規範を支持し、占領及び入植活動の法的意味合いについて勧告的意見を提供する国際司法裁判所（ICJ）の重要な役割を再確認し、
- (7) 進行中の紛争が、強制移動、生活の破壊、人道的アクセスの制限及び不平等の悪化を引き起こし続け、個人、家族及び地域社会全体に永続的な身体的、心理的及び社会経済的影響を残す中で、民間人一子供、女性及び女兒並びに障害者が、影響を受ける地域社会の最も脆弱な構成員として特に負担を負っている一の基本的権利、尊厳及び安全に対する重大な違反を深く懸念し、

- (8) 民間人に対する暴力行為及びテロ行為並びに戦争の遂行手段としての飢餓の使用は、国際人道法に対する重大な違反であり、国家の行動は人権保護の義務及び法の支配の原則に完全に従わなければならないことを認識し、
- (9) 武力や占領では和平は成しえないことから、国際法、自決及び領土保全の原則に従い、暴力の連鎖を断ち切り、イスラエル及びパレスチナの人々の安全、繁栄及び平等な権利を確保するためには、二国家解決が唯一の実行可能な道であり、この目標に向けた重要なステップには特に人質及び政治犯の解放につながるガザにおける即時停戦、パレスチナ及びイスラエルの普遍的な国家承認及び違法な入植活動の停止が含まれることを深く確信し、
- (10) 国際法の堅持、政府の説明責任の確保、包摂的な議論及び合意形成の促進、人権の推進、脆弱なグループの保護、人道支援及び復興のための資金配分、紛争の平和的解決を促すための国際協力及び議会外交の促進といった議会の中核的機能を活用しつつ、二国家解決を支援するための対話、外交及び平和構築を推進する上での地域議会組織を含む議会の独自の役割を強調し、
1. 各国議会に対し、死と破壊しか残さない戦争を終結させるため、ガザにおいて、特に人及び物資の移動の自由化のための封鎖の解除、人道支援へのアクセスの円滑化並びに人質及び政治犯の解放につながる即時停戦を提唱するよう自国政府に強く求めることを要請する。
  2. イスラエル及びパレスチナの両議会に対し、民間人、特に子供、女性、障害者及び高齢者を保護するために必要な全ての行動をとり、妨げのない人道的アクセスを確保し、必要不可欠な物資の安全な輸送を支援することにより、人間の尊厳を促進し、基本的権利を保護するよう要請する。また、この点において、

- a. パレスチナ人に対する人道支援、教育及び保健サービスの重要な提供者である国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）への支援を再確認し、
  - b. イスラエル議会に対し、UNRWAのパレスチナ被占領地（OPT）での活動を禁止する決定を見直すこと、及び平和のための教育イニシアティブの実施を支援することを強く要請し、
  - c. 各国議会に対し、UNRWA及びガザやOPTで活動するその他の人道支援組織に対し、苦しみを和らげ、復興の取組を支援するための財政支援をより広範に行うよう要請する。
3. 各国議会に対し、透明性のある武器輸出管理措置の実施、紛争当事国への武器及び軍事装備の移転の監視、及び人権の保護を含め、国際法の遵守を確保するため、自国政府の外交政策活動に対する監視を強化することを強く奨励する。
  4. 各国議会に対し、占領及び入植活動の法的影響に関するICJの勧告的意見を注視し、その尊重を促進するよう奨励する。
  5. 各国議会に対し、イスラエル及びパレスチナの独立した主権国家としての承認を確保しつつ、二国家解決への支持を強化するため、法律を制定又は改正するよう立法権を行使することを要請する。
  6. 各国議会に対し、二国家解決に向けた重要な一歩として、国連正式加盟を含むパレスチナの国家承認を支持するとともに、公正で永続的かつ包括的な和平の実現を目指す、国連主導の包括的な和平プロセスの実施を支持するよう、自国政府に提唱するよう訴える。
  7. 議会間機関及びネットワーク、多国間議会フォーラム及び関連する国連機関との直接的な関わりを通じて、イスラエル及びパレスチナの代表者間の対話を促進し、二国家解決を支持し、イスラエル及び

パレスチナの人々の平和的共存を促進することを目的とした議会外交の強化に期待を表明する。

8. イスラエル及びパレスチナの両議会が、安全保障、保健、教育、人道的アクセス、経済開発及び環境保護を含む共通の関心事項に関する対話及び協力を促進する、I P Uのような中立的な第三者によって促進される間接的な議会外交に関与することを強く奨励する。
9. 各国議会に対し、定期的かつ自由で公正な、透明性のある選挙の実施を可能にし、民主主義、グッドガバナンス、平和及び安全保障を促進するため、パレスチナにおける選挙プロセス及びそのフォローアップに対し、財政的及び技術的支援を適切な時期に提供するよう要請する。
10. 各国議会に対し、選挙監視団の派遣を含め、イスラエル及びパレスチナの政治情勢及び選挙プロセスの監視に参加するよう要請するとともに、I P Uに対し、これを促進し調整するよう要請する。
11. 議会及び地域議会組織に対し、平和、民主主義及び二国家解決を支援するため、国家建設及び法の支配の促進、立法改革、政府行動の監視、市民参加、国際平和構築プロセスへの効果的参加など、議会の中核的機能を強化することを目的とした立法能力構築支援を含む技術支援をイスラエル及びパレスチナの両議会に提供するよう要請するとともに、I P Uに対し、これを促進し調整するよう要請する。
12. 地域議会組織に対し、経済開発に関する国境を越えた協力や共同行動を奨励するグッドプラクティスを共有し、水管理や環境保護などの共通課題について議論し、及び中東地域において議会外交を支援し平和を促進するため、その独自の立場を活用するよう要請する。

13. イスラエル及びパレスチナの両議会に対し、女性及び女兒の権利及び尊厳を守り、ジェンダーに基づく暴力を防止し、平和構築者としての女性の役割を促進するといった、ジェンダーに配慮した立法及び政策を採用し、実施するよう奨励する。
14. 各国議会に対し、国連の「女性・平和・安全保障」及び「若者・平和・安全保障」アジェンダの原則を優先しつつ、中東地域において、平和教育、若者のエンパワーメント、平和及び共存の文化を醸成することを目的とした非暴力プログラム、宗教間・文化間の対話を含む相互理解、並びに暴力的過激主義の防止を支援するイニシアティブの創設を促進するよう要請する。
15. また、各国議会に対し、イスラエル及びパレスチナの人々の安全保障が相互に依存していることを認識した上で、二国家解決に向けた共通の安全保障アプローチを促進するとともに、相互信頼を築き、民間人の保護を確保し、緊張を悪化させる行動を防止するための措置を講じるよう要請する。
16. イスラエル及びパレスチナの両議会に対し、平和、安定、尊厳及び持続可能な二国家解決の実現を支援するため、双方における個人及びコミュニティの保護及び福祉を優先し、貧困、強制移動及び不平等を含む不安定性の根本原因に取り組む、人間の安全保障のアプローチを日常業務に組み込むよう要請する。
17. IPUに対し、「中東問題委員会」を、イスラエル及びパレスチナの両議会間の対話を支援し、間接的な議会外交を促進するとともに、紛争の世界的な影響を考慮し、人道的アクセス、脆弱なグループの保護及び平和教育に関するコミットメント並びに二国家解決の実現に向けた措置を監視、報告する権限を有し、各地域グループからの同数の代表からなる「中東に関する戦略的タスクフォース」に改組するよう勧告する。

武力紛争を含む紛争が持続可能な開発に及ぼす長期的影響を緩和するための  
議会戦略  
採択決議

(2025年4月9日(水)、本会議にてコンセンサス\*により採択)

第150回IPU会議は、

- (1) 持続可能な開発なくして平和はあり得ず、平和なくして持続可能な開発はあり得ないという、これまでの多くの決議を通じて表明されてきたIPUの長年の立場を想起し、近年の侵略行為及び人権侵害を非難する上でのIPUの重要な役割を強調し、
- (2) 紛争、特に武力紛争が、持続可能な開発のための2030アジェンダ及び持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた進展を妨げ、世界全体で環境、経済成長及び数百万人の生活を大きく混乱させ、地域社会や、特に、女性、子供、周縁化された又は脆弱な立場にある集団に壊滅的な影響を及ぼすことを懸念し、
- (3) 紛争、貧困、環境悪化及び不正義の間にある複雑な相互作用及び相互助長の可能性、並びに紛争が民間人、地域社会、生活、環境及び経済に及ぼす、何十年にも何世代にも渡りうる長期的影響についても懸念し、

---

\* インドは本文パラグラフ18について留保を表明した。  
イランは前文パラグラフ2、10及び21並びに本文パラグラフ21について留保を表明した。  
ロシアは前文パラグラフ13及び20並びに本文パラグラフ14、21及び26について留保を表明した。

- (4) そのような長期的影響には、貧困、飢餓、強制移住、環境破壊並びに、ヘルスケア、教育、エネルギー、安全保障及びその他の必要不可欠なサービスの提供を可能にする、病院、学校、エネルギー施設、港湾及びダムといった民間インフラの破壊が含まれることに留意し、
- (5) 武力紛争中の生態系の破壊が人間の安全保障、生物多様性、気候の安定及び持続可能な開発に深刻かつ長期的な結果をもたらし、そのような軍事力の行使に起因する間接的な環境悪化を含めた破壊活動に対して加害者の責任を問う国際的な法的枠組みが現在のところ存在しないことを認識し、
- (6) 紛争に対処し、紛争中の持続可能な開発を保護するための包括的かつ強固な戦略が緊急に必要なことを想起し、
- (7) 紛争に対処し、持続可能な開発への悪影響を緩和し、包摂的なガバナンスによって平和及び安定を促進し、法の支配及びグッドガバナンスを強化し、経済発展を促進し、特に女性、子供及び周縁化された又は脆弱な立場にある集団に対するジェンダー平等及び人権保護を保証し、包摂的な意思決定プロセスを推進する上で、議会が果たす重要な役割を強調し、
- (8) また、世界中の議会人、政策立案者及び戦略担当者が一堂に会し、政治分野における喫緊のテーマを議論し、平和及び国際安全保障、リスク管理並びに持続可能な開発を含む事項について、戦略的な能力構築及び地域協力に取り組む場としてのIPU会議が、国際的な和解と包摂のための重要なプラットフォームとして、また、多国間主義及び国際ルールに基づく秩序の尊重を通して紛争を緩和し、減少させるための効果的なフォーラムとしての機能を果たすことを強調し、
- (9) 世界各国、国民及び世界全体の将来のために安全で豊かな環境を提供するべくより効果的な行動が必要とされる、世界が目目の当たりにしている紛争

及び課題を踏まえ、各国議会間の多国間パートナーシップ及び強力で影響力のある同盟の重要性を強調し、

- (10) 全ての国家の集団的利益の達成並びに持続可能な開発、平和及び安全保障に対する我々の共通のコミットメントの前進は、国連憲章の原則の包括的支持、捕虜が人道的待遇を受ける権利を含む国際人道法の遵守の強化並びに人権及びその他の国際的な法的義務を守りつつ国家主権の原則を遵守すること、平和・寛容・共存の文化を促進するための取組、新たな多国間協力の枠組み、並びに新たな持続可能かつ強靱なエネルギー安全保障政策の策定を通じて緊張を緩和することによって決まることを強調し、
- (11) 人々の失踪がその家族や社会に深刻な影響を与え、発展、地域社会の結束及び平和構築を妨げることを認識するとともに、I P U決議「行方不明者（第115回 I P U会議）」を想起し、
- (12) 紛争当事者に対話を促し、平和的解決を図るなど、紛争に対処するためのあらゆる努力を支援する上で、議会外交が果たす重要な役割を再確認し、
- (13) 平和及び相互理解の実現を目指す世界的な取組を強化するため、国際機関及び地域機関、特に国連との議会協力の重要性を強調するとともに、国際機関が効果的かつ代表的であり、国際法に違反して行動する国によって拒否権が濫用されないようにするためには、国連を含む国際的なガバナンス・システムの改革が不可欠であることを強調し、
- (14) 人道及び環境に関する原則及び国際人道法の規定に従って人道的取組の実施を許可し、紛争下の民間インフラを保護すること、同様に国際人道法の規定に従い、また、国連安全保障理事会（以下「安保理」とする）決議 2730（2024年）で特に繰り返し言及されているように、武力紛争における全ての文民及び人道支援要員の尊重及び保護を確保すること、並びにヘルスケア

ア、教育、食料、水及びエネルギーなどのサービスが紛争中も利用可能で、中断されないようにすることの必要性を強調し、

- (15) 紛争の影響を受ける地域における人道的サービスの継続性を確保するために、開発パートナーとの協力の必要性を確認し、また、復興及び緊急事態への備えのための戦略の検討を含め、紛争状況における住民のニーズへの迅速な対応の必要性を確認し、政治的、官僚的又は物流的なものを含む、援助の適時提供を妨げるあらゆる障害を取り除くことの重要性を強調し、
- (16) また、安全保障の達成は紛争予防に限定されるものではなく、持続可能で平等、包摂的かつ安全な社会の構築も必要であり、ひいては国連の持続可能な開発のための 2030 アジェンダの目標に沿う各国の長期的な安定及び持続可能な発展に寄与することを確認し、
- (17) 議会が存在する場合には、持続可能な開発のための平和的で包摂的な社会を促進し、万人に司法へのアクセスを提供する上での、議会の不可欠な役割を認識し、
- (18) また、議会は、安全保障及び司法部門を含むあらゆるレベルにおいて、説明責任を果たし、透明性があり、包摂的な制度を発展及び強化させ、意思決定プロセスにおいて十分に代表されていないグループの公平な代表権を促進する上で、極めて重要な役割を果たすことを認識し、
- (19) 紛争後の環境において、紛争への逆行を防ぐために安全保障部門を改革することの重要性を強調し、さらに、専門的で効果的かつ説明責任を果たす安全保障部門と、利用しやすく公平な法執行・司法部門は、平和及び持続可能な開発の基礎を築くために同様に必要であることを強調した国連安保理決議 2553 (2020 年) を想起し、さらに通常兵器の不正取引を防止・撲滅し、不正市場への流入及びテロ行為の実行を含む非合法的な最終使用及びエ

ンドユーザーへの転用を防止することを目的とした武器貿易条約などの国際軍備管理条約の実施を議会が支持する必要性を強調し、

(20) また、あらゆる形態の暴力とそれに関連する死亡率をあらゆる場所で大幅に削減する努力を倍加するよう各国に呼びかけた「未来のための協定」(国連総会決議 79/1、2024 年) を想起し、

(21) 女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議 1325 (2000 年) 及びこれに続く諸決議の実施等を通じて、紛争予防及び紛争解決における女性及び女性の完全、平等かつ意義のある参加及びリーダーシップを強化することで、平和及び安全保障のイニシアティブにおけるジェンダーの視点の完全な統合を促進することの重要性を再確認し、

(22) 議会は、その安全保障部門における監視の役割を通じて、紛争の発生及び再発を防止し、持続可能な開発への影響を緩和する上で、極めて重要な役割を果たすことができることを意識し、

(23) 国際的な意思決定において、より広範な代表性及び公正性を確保するため、国連安全保障理事会を改革する必要性を強調し、平和及び国際安全保障の達成における国連安全保障理事会の役割を強化するためには、その構成員及び内部権限のバランスが必要であると確信し、

1. 平和及び持続可能な開発の基礎として、国連憲章及び世界人権宣言の原則を実施することが、紛争の削減、紛争の人的影響の緩和及び政治環境の改善に寄与することを確認する。

2. 各国議会に対し、民主主義、法の支配、人権及び環境権を基本原則として、また、平和及び安定を強化するための基盤として推進するよう奨励し、女性、若者、周縁化された又は脆弱な立場にある集団を含む社会のあらゆる

層の政治的、社会的及び環境的意思決定プロセスへの参加を確保する気候・環境正義及び持続可能性の重要性を強調する。

3. 各国議会に対し、紛争当事者間において、対話、和解、理解及び平和的紛争解決を促進する努力を強化し、影響を受ける全てのステークホルダーの意義ある参加の下、現在進行中の紛争の包括的かつ持続可能な解決に向けて働きかけるよう要請する。
4. また、各国議会に対し、紛争及び人道危機の影響を受ける人々のニーズを満たすための人道的及び開発的努力を支援し、教育、ヘルスケア、食料、水、電気及び衛生などの基本的サービスの提供を含め、影響を受ける地域の経済的・環境的及び社会的安定を促進するよう要請する。
5. 持続可能な開発を追求し、安全保障、平和及び開発に関連する政府の政策及びプログラムを監視し、意思決定における透明性及び説明責任を促進し、特に周縁化された人々に注意を払い、市民による公正な代表を確保する上で、議会人による監視、予算及び立法における役割の重要性を主張する。
6. 各国議会に対し、監視機能を行使し、紛争及び人道危機の影響を受ける地域におけるSDGs達成の逆戻りを食い止めることを目的とした人道支援及び開発支援の有効性を確保するよう要請する。
7. 紛争の影響を受ける地域社会に対する支援戦略を強化するための共同努力を促進するために、各国議会、地域・国際機関及び市民社会組織間の協力を強化するよう要求する。
8. また、紛争の影響を受ける地域におけるSDGsの達成を確実にするため、官民、市民社会組織及び市民社会間のパートナーシップの強化を要求する。

9. 各国議会に対し、持続可能な開発に対する紛争の影響を緩和する戦略を策定する際、気候レジリエンス対策及び持続可能な資源管理を含む政治的、経済的、社会的及び環境的側面が交差することを考慮するよう要請する。
10. 国際的に承認された国境線の尊重を含む国際法の原則に基づき、平和的かつ建設的な紛争解決を目指す手段として、紛争当事者間の対話及び共存を奨励及び促進することの重要性を主張する。
11. また、紛争後の環境における持続可能な開発を科学的データ及び証拠に基づき回復することの重要性を主張する。
12. さらに、平和、寛容及び平和的紛争解決の価値に対する認識を広め、社会における平和及び非暴力の文化を促進するため、教育システムを強化することの重要性を主張する。
13. 紛争の影響を受ける社会において、人権、持続可能な開発及び環境への配慮に関する文化及び意識を育む必要性、また、このような権利及び配慮が、平和構築及び持続可能な開発のあらゆるプロセスの一部をなすことを保証する必要性を強調する。
14. 各国議会に対し、個人の説明責任を確保するため、エコサイド（環境破壊）を国際犯罪として確立することを含む、武力紛争における環境被害に対処する法的枠組みの構築を支援するよう要請し、国内外を問わず、個人の法的責任及び国家の責任の双方に対応する法的定義及び説明責任メカニズムを洗練させる努力を続けるよう奨励する。
15. また、各国議会に対し、侵略犯罪に直接起因する環境被害に対する説明責任を確保する法的措置を推進し、そのような被害は敵対行為の開始がなければ発生しなかったと認識し、紛争後の司法の枠組みの中で、緩慢な暴

力の形態を含む即時的及び長期的な環境破壊の両方に対処するよう要請する。

16. 紛争の影響を受ける地域社会における、対話及び理解を促進し、平和を達成する上で重要な役割を果たす先進的な議会活動を歓迎する。
17. 各国議会に対し、人道支援組織及び開発組織との連携を強化し、各国が国際人道支援組織に占領地への自由な立ち入りを認め、国際人道法に則り、紛争の影響を受ける地域において、人類の発展及び世界各国の福祉や食料安全保障に不可欠な水、エネルギー、農作物さらにその他の人道的及び民間インフラを保護するための明確なセーフガードについて合意するよう要請する。
18. 気候変動及び安全保障は、持続可能な開発及び恒久的な平和を確保する上で切り離せない要素であることを主張し、紛争の影響を受ける地域への気候変動の影響を軽減するための統合的な戦略の策定を要求する。
19. 国民和解に基づく平和及び安定を促進するための包括的戦略の実施と、紛争後の周縁化を防止し、社会的・政治的調和を促進する包摂的ガバナンス・アプローチの促進を要求する。
20. 特に、失踪者に関する国内法を採択し、失踪を防止し、解決し、対処するための適切なメカニズムを確立し、国内外での協力を強化することによって、失踪を防止し、失踪者の行方を明らかにし、その家族を支援する上で、議会が重要な役割を果たすことを奨励する。
21. 制裁の意図するところでない影響によって人道的行動が阻害されないことを確保する重要な手段として、国連安保理決議 2664（2022 年）が示した先例に則り、制裁レジームに人道的免除措置を組み込むことの重要性、また、そのような人道的免除措置の実施及び効果を監視するメカニズム

を確保し、民間人にとって必要不可欠なサービスへの継続的なアクセスを確保し、SDGsの達成における逆戻りを食い止める助けとすることの重要性を主張し、さらに、紛争を終結させ、持続可能な開発への影響を最小限に抑えるために、国際法違反に対して国家に課される制裁レジームを完全に遵守する必要性を強調する。

22. 紛争の影響を受ける国々において、国際法に基づき、恒久的かつ公正な平和につながる停戦に向けて取り組み、そのような紛争の根本原因への対処及び革新的な調停アプローチの進展に焦点を当てつつ、紛争の影響を受ける地域におけるSDGsの実施を確保することを任務とする、関連する専門家で構成される国連調停支援ユニットのような既存のグローバルな委員会の強化を要求する。
23. 紛争の影響を受ける地域における生態系の回復について、加害者が金銭的責任を負うことを確実にするため、国際的な補償メカニズムを確立することを勧告し、これが復興の取組に携わる国際社会の責任を免除するものではないことを強調し、持続可能で公正な復興プロセスを確保するため、全ての紛争後の復興枠組みに環境平和構築及び移行期正義の原則を統合することを要求する。
24. 各国議会に対し、紛争の影響を受ける地域社会の緊急かつその他のニーズとの適合性を確保するため、国内法を定期的に見直し、特にそのような状況における人権及び環境を保護する法律の更新に重点を置くよう奨励する。
25. 紛争の影響を受ける国々において、民間インフラが既存及び紛争後の課題により良く対応できる、強靱性のある形で再建されるようにしつつ、持続可能な開発を回復するための革新的な解決策を模索することを視野に入れ、各国議会と国際・地域機関とのパートナーシップの強化を要求する。

26. また、特に、不法行為によって破壊を引き起こした国による補償を通じて戦後の復興資金を調達することを要求し、国際社会に対し、当該国が補償を提供する義務の履行を拒否した場合には、当該国の資産を復興目的のために転用することを含め、適切な補償を確保するための別の方法を検討するよう要請する。
27. さらに、紛争の影響を受ける地域における包摂的かつ衡平な資源の分配、環境的及び社会的持続可能性の原則に沿った復興プログラムの支援、そして周縁化された又は脆弱な立場にある集団がそのようなプログラムから恩恵を受け、取り残されないようにするために、議会がより強い役割を果たすことを要求する。
28. 国連安保理決議 2573（2021年）に従い、より良く復興し、より強靱かつ必要不可欠なサービスを民間人に提供しつつ、紛争後の早期復旧・復興において、包摂的かつ衡平な方法で、必要不可欠なサービスを迅速に復旧させることを要求する。
29. 各国議会に対し、安全保障部門を民主的に監視するための健全な法的枠組みを構築し、その枠組みが、国際連合憲章、世界人権宣言、持続可能な開発のための2030アジェンダを含む国際法、規範及び基準に適合することを確保するよう奨励する。
30. 各国議会に対し、透明性及び説明責任を持って予算に関する機能を行使し、安全保障に割り当てられた財源に異議を唱え、疑問を呈し、取り消し又は調整し、安全保障部門が国内法及び規制に従って高い水準の説明責任及び有効性を満たすよう要求することを要請する。
31. また、各国議会に対し、監視機能を行使し、安全保障関連の法律及び政策が効果的に実施され、意図した効果を上げているか、また、安全保障分野

に割り当てられた財源が効率的に使用されているかを検証するよう要請する。

32. 各国議会に対し、対話及び透明性を通じて安全保障問題に関する政治的コンセンサスを促進し、また、周縁化された又は脆弱な立場にある集団を含む全ての市民が意思決定プロセスにおいて常に最善の形で代表されるよう、代表機能を行使することを勧告する。